

働き方改革と所得区分

『新常態の課税、国税庁は指針を』と見出しが付けられた記事が、日経ビジネス2020年8月17日号に掲載されています。こちらの記事では、企業のリモートワーク推奨に伴って生じる諸経費について具体的なデータとともに説明されており、リモートワーク環境下で生じる諸経費の仕事（会社経費）と家庭（生活費）の切り分けの難しさについて問題提起しています。

最先端リモートワークの現状

現在もっともリモートワークに先進的な企業として有名なのがヤフーではないでしょうか。

日経新聞2020年8月8日の記事では、そのヤフーの取り組みが取り上げられています。主な取り組みは時間・場所の制約をなくすことで、ひと月あたり在宅手当を7,000円支給するかわりにテレワークで働くことを原則とし、コアタイムを廃止したうえで一週間のうち週末と深夜を除いていつでも働ける体制に移行するそうです。また記事には「完全テレワーク」で働き方の自由度が増す分人事評価では成果主義の色合いが濃くなるとも書かれています。

最高裁判所 昭和56年4月24日判決

この裁判は、弁護士が顧問先に対して行う弁護士業務について、事業所得に該当するか給与所得に該当するかが争点となったものです。所得税の所得区分の判断については非常に多くの判例・議論がありますが、この判例は事業所得と給与所得を区別する目安として最も有名な裁判例とされています。

ここで事業所得が給与所得と異なる点として、『事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。』とされ、とりわけ給与所得については、『給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうか重視されなければならない。』とされました。先ほどのヤフーの取り組みをふまえると、現在ではこの判決では所得区分を判断することが難しいのではないかと思います。

事業所得と給与所得の一層の混乱

既出の日経新聞の記事には、ヤフーでは100人超の社外の副業人材を受け入れることにより人手不足の解消や多様性の確保をし、またヤフー社員がテレワーク移行により副業を始めやすくなるのが推奨される旨が書かれています。副業は少子高齢化に伴う働き方改革の一環として、かねてから推奨されていたので、テレワーク移行によりますます拍車がかかった形になったのではないのでしょうか。

仮に、あるサラリーマンがフリーランスとして副業をおこなった場合は、事業所得として必要経費を控除して確定申告をすることになります。一方本業で給与所得を得ている場合には給与所得として概算経費である給与所得控除を受けることになり、実際の負担額より多くの控除を受ける可能性があります。

事業所得と給与所得の区別については、昭和56年から約40年が経過して少子高齢化やCOVID-19の影響により急速に新しい局面を迎えているといえます。